

## 茂原市総合計画後期基本計画策定方針

### 1 目的

後期基本計画の策定にあたっては、令和 3 年 3 月に策定された前期基本計画（令和 3 年度～令和 7 年度）が終了することから、今後のまちづくりを展望し、新しい時代の要求に対応した計画に関し基本的な事項を定め、事務の円滑化を図ることを目的とする。

### 2 基本構想

後期基本計画の策定に際しては、基本構想を踏襲する。

### 3 基本計画

後期基本計画は、基本構想に定めた将来都市像に基づく基本政策を受け、主要課題の解決を図るための基本的な施策を体系的に示す基本的な計画とする。計画期間は、令和 8 年度（2026）を初年度として、令和 12 年度（2030）を目標年次とする 5 か年計画とする。

### 4 実施計画

実施計画は、後期基本計画に基づく具体的な事業の実施に関して定める計画とする。計画期間は、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 か年とする。

### 5 策定方法

- (1) 後期基本計画の策定にあたっては、「茂原市総合計画策定会議」を設置し広く職員を参画させ、全庁をあげてこれにあたるものとする。
- (2) 広範囲な市民の意見を反映させるため、次の方法により計画策定過程における住民参加を促進するものとする。
  - ・ 茂原市総合計画審議会の設置
  - ・ 市民アンケート調査
  - ・ パブリックコメントの実施
  - ・ その他住民参加の促進に必要な業務

### 6 策定期期

後期基本計画及び実施計画は、令和 7 年度中に策定するものとする。

### 7 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。